

公営企業会計の適用の 推進について（概要）

公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはおらず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される
(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

公営企業会計の適用の推進について(要請)

適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等

○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」

○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年8月 「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」の発出

○公営企業適用促進のスケジュール(平成27年1月頃に正式な要請を行う等)、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年1月 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※ 併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財政局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

●平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

- ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
- ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

●公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。

- ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等①

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。
適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

1. マニュアルの公表

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を公表。

2. 地方財政措置(平成27年度～平成31年度)

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
 - ・ 発行対象事業 : 地方公営企業法非適用事業
 - ・ 発行対象経費 : 公営企業会計の適用に直接必要な経費
(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)
※ 公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。
 - ・ 充当率等 : 地方債の充当率100%、民間等資金、償還年限10年以内
- 下水道事業及び簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
 - 例) 下水道事業(処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道) : 49%
 - 簡易水道事業 : 50%

※ 従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体にあっては、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等②

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」を公表。

4. アドバイザー派遣

- 公営企業等の経営改善(公営企業会計の適用を含む。)等の取組を支援するため、希望する市町村等に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施。
- 下水道事業及び簡易水道事業を中心に公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に支援。
- 3月上旬に派遣希望団体を募集予定。

5. 研修等の実施

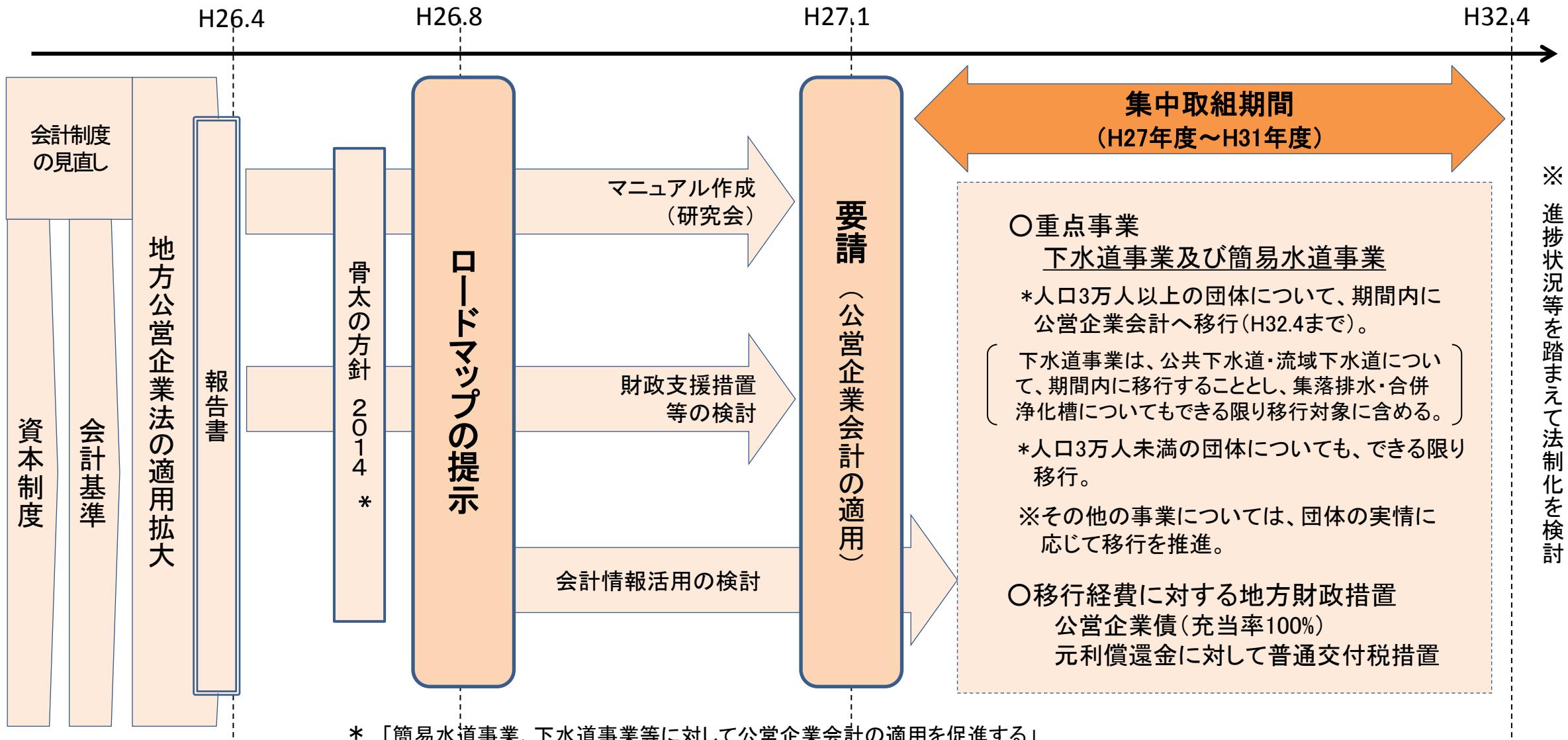
- 公営企業会計への移行等を支援するため、各種研修を実施予定。
例:本年7月上旬に全国市町村国際文化研修所(JIAM)、来年2月に市町村職員中央研修所(JAMP)において研修を実施予定。
- 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主宰する市区町村を対象とした公営企業会計への移行等に関する研修会等に専門家を派遣する予定。

上記のほか、

- ・ 公営企業会計の適用に係る取組状況(移行予定期等)を調査、公表予定
- ・ 「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」の更新予定

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ(平成26年8月発出)

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進

